

東京都地域公益活動推進協議会

TOKYO

NEWS No.4

平成29年9月4日発行
会員数 301 法人 1040 事業所

★★★★主な内容★★★★

東京都地域公益活動推進協議会 29年度の取組み始まる！

掲示板 ホームページ開設のお知らせ	1
➢ 「情報発信に関する研修会」～情報発信はベネフィットを伝えていくこと	2
お知らせ 実践報告会を開催します。発表法人決定！	2
➢ 東京都地域公益活動推進協議会 事業説明会を開催しました	3
➢ 就労支援担当者研修会（第1回目）を開催 ～自立相談支援機関と常に連携をとりながら受け入れる	3
➢ 区市町村ネットワーク化助成金・事務費助成の地域が決定しました	4
➢ 現況報告書に記載してください	4
➢ 社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について（厚労省通知）	4
➢ 地域づくりに資する事業の一体的な実施について（厚労省通知）	5
➢ 今期の役員体制	6

■東京都地域公益活動推進協議会 29年度の取組み始まる！

東京都地域公益活動推進協議会（以下、「推進協議会」）は、幹事会の下に設置された3つの委員会（情報発信委員会、地域ネットワーク推進委員会、広域連携事業推進委員会）により、三層の取組みを推進しています。各委員会による最近の事業の取組み状況についてお伝えします。

【情報発信委員会】

掲示板

東京都地域公益活動推進協議会では、このたびホームページを開設しました。東社協のトップページからも入ることができます。

ぜひご覧ください。

アドレス：<https://www.tcsw.tvac.or.jp/koueki/>



※推進協議会の参加法人で基本情報をまだ掲載されていない法人がありますのでご確認ください。

➤ 「社会福祉法人の地域公益活動に関する広報・情報発信のための研修会」 ～情報発信はベネフィットを伝えていくこと！

社会福祉法人がその存在や取組みを社会に伝えていくためには、いかに情報発信を行っていくかが重要となります。そこで「情報発信委員会」では、標記研修会を7月19日（水）と8月1日（火）に、80名を超える参加者を得て、開催しました。講師は、村井祐一さん（田園調布学園大学人間福祉学部教授）です。

村井さんは、広報の課題として、‘社会福祉法人の認知度が低い、内輪向けの広報活動になっていないか、内容に面白みがないのでは、広報作成は負担感が強いのでは’といった課題をあげました。そして「情報発信」はマーケティングであり、存在のアピール、信頼の獲得、関係形成が目的であると説明しました。



パワフルに講義する村井先生（8/1：トヨタドライビングスクール（立川））

ステークホルダーは誰？ベネフィットを明確に!?

「そもそも社会福祉法人のステークホルダー（利害関係者）は誰か？対象者はサービスや商品を手に入れることが目的ではなく、入手した情報を使って得られる成果（ベネフィット＝利益や恩恵）を求めている。『ベネフィット』を明確にして、ステークホルダーに情報発信していく必要がある」という講義を踏まえ、参加者はグループワークを行い、グループごとに各自持参した広報紙の紹介や情報交換を行いました。



村井先生からアドバイス。グループで情報交換（7/19：飯田橋セントラルプラザ）

参加者からは、「多くの社会福祉法人のホームページや広報紙を見ると、理事長や施設長の『挨拶』から始まっていることが多いが、『見る側』としては、どのような事業を展開しているのかに興味があり、ワンストップ情報提供の必要性を感じた」、「広報紙には『人（実際に働いている職員等）』が重要であり、施設を愛することにより、自らが広告塔となることを、職員に伝えていきたい」、「広報は自己満足となっていることが多い。今後は、見る側のことを考えて作成すべきであることを学んだ」など、多くの感想が寄せられました。



『社会福祉法人における地域公益活動』 実践報告会を開催します 発表法人決定!!

日 時：平成 29 年 9 月 12 日（火） 13:30～17:00

会 場：あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 地下 1 階ホール

発表法人：一誠会、至誠学舎立川、慈生会、済美会福祉会、
聖ヨハネ会、青芳会、大洋社、豊島区民社会福祉協議会、
村山苑、武蔵野会（五十音順）



※参加申し込みは、8月21日までとなっていますが、定員に達していない場合は受け付けます。ホームページをご確認ください。

【広域連携事業推進委員会】

➤ 東京都地域公益活動推進協議会 事業説明会を開催しました

7月4日、東京都地域公益活動推進協議会の事業説明会「地域のニーズに
応える！」を、飯田橋セントラルプラザで開催しました。

第2回目は
12月1日
開催予定



当日は80名を超える参加がありました。

当日は、推進協議会の概要や取組み内容、広域連携事業「はたらくサポートとうきょう（中間的就労推進事業）」に関する説明と、推進協議会が進める3層の取組みについて、板橋区の3法人から報告いただきました。まず、第1層（各社会福祉法人）の取組みとして、（福）北野会から、特養・障害者施設・保育園・社協によるイベント「わくわくまつり」の実施と日常的な連携について、第2層（区市町村域）の取組みとして、板橋区社協から「オール板橋」のネットワークづくりとその取組みについて、第3層（広域）「はたらくサポートとうきょう」の事例として、（福）三社会の保育園での障害者の受け入れについて紹介いただきました。

東京都における社会福祉法人の連携による地域公益活動を一層推進し、社会福祉法人の存在意義を発信していくため、より多くの法人の参加をお願いします。詳細はホームページをご参照ください。

★「東京都地域公益活動推進協議会」へのご参加について（ご案内）

<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/koueki/>

➤ 広域連携事業「はたらくサポートとうきょう」 就労支援担当者研修会（第1回目）を開催 ～自立相談支援機関と常に連携をとりながら受け入れる

10月4日と1月12日にも
開催予定

7月末現在、はたらくサポートとうきょうに登録している事業所数は94事業所。福祉サービス利用者ではない生活困窮者などを受け入れることは難しいと思われる事業所は決して少なくないと思いますが、少しずつ参加事業所は増えています。

東京都地域公益活動推進協議会では、すでに登録している事業所や受け入れを検討している事業所の担当者を対象に、就労支援担当者研修会を開催しています。

その1回目として、7月28日に飯田橋セントラルプラザにおいて、実践事例の発表と受入れを想定したワークを行いました。

自立相談支援機関と受入れ事業所が常に連絡をとり、本人を支援する

実践事例では、生活困窮者自立相談支援機関である「世田谷区生活困窮者自立相談支援センター」の就労相談支援グループ長の小幡泰江さんより、就労訓練事業につなげる人の状況や支援の流れ、支援で大切なことなどを具体的な事例を通してお話いただきました。続いて、小幡さんから依頼を受け、実際に受け入れている事業所として、同じ世田谷区内にある（福）大三島育徳会「特別養護老人ホーム博水の郷」の坂井祐さん（施設サービス部長・地域公益活動室長）から、2人の男性を試行錯誤しながらも受入れ対応している事例を具体的にお話いただきました。さらに、職員全体で受入れについて理解し情報共有をするとともに、就労支援機関との連携が重要であることについてお話されました。お二人の実践発表から、自立相談支援機関と受入れ事業所の役割が明確となり、事業所が困った時には自立相談支援機関に相談すれば良いということが参加者の方に伝わったようです。



グループワークの共有後にコメントする小幡さん（左）と坂井さん（左）

後半のグループワークでは、5つのグループとも出された事例と課題に対して、対象者の気持ちや状況をふまえ、相手に寄り添った対応をしつつ、ストレングス（強み、長所）に着目して就労意欲を喚起させたい、といった意見が出されていました。

受入れ事業所として生きにくさを抱えた人を支援するという法人の方針を施設全体で確認することや、本人のこれまでの経験や家庭環境を把握し、地域や専門機関などと連携をして、家族の支援も含め、生きやすい場所、空間を本人が確保出来るように支援するということを認識した、大変有意義な研修となりました。

【地域ネットワーク推進委員会】

- **区市町村ネットワーク化助成金～事務費の助成地域が決定しました。**
下半期には、事業費助成も行います

決定地区 中央区、港区、文京区、中野区、豊島区、北区、板橋区、足立区、立川市、調布市、小金井市、日野市、東村山市、狛江市、東大和市、清瀬市、稲城市、羽村市、西東京市、瑞穂町 以上 20 地区

今後、「地域ネットワーク組織において、複数法人連携により取り組む地域公益活動」の事業実施や実施のための準備経費として、1 地区 30 万円を限度として助成する**事業費**助成の募集を行う予定です。

区市町村の社会福祉協議会を通じて周知しますので、各地区のネットワーク組織での活用について、ご検討ください。あわせて、事務費についてもあらためて助成の申請を受け付ける予定です。
※事務費については、すでにネットワーク組織を立ち上げている場合も、昨年度も助成を受けた場合も申請可能です。

◆ 現況報告書に「地域における公益的な取組み」の記載を！

平成29年度社会福祉法人現況報告書（6月末までに記載）において、地域における公益的な取組みを記載する欄が新たに作られました。

社会福祉法人指導監査実施要項の制定について（平成29年4月27日付）における「指導監査ガイドライン38～39頁」では、地域における公益的な取組を確認する書類として、事業報告や現況報告書等をあげており、法人が地域公益取組を実施していない場合は、取組みを実施できない理由を明らかにするか、実施を検討するよう助言を行う（口頭指摘）とあります。

現況報告書はインターネットで検索して、だれも見られるようになっています。

ぜひ、「地域における公益的な取組み」欄には記載をお願いします。

◆ 社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について(厚労省課長通知)

厚生労働省では、平成29年2月7日に公表した「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）において、「福祉事業者が積極的に地域活動に貢献できるよう、今年度中に、福祉事業の実施に係る職員の基準について、一定の要件の下で、職

員が地域づくり事業・活動へ従事可能であることを明確化するなどの見直しを行う」と明記しており、これを踏まえ、社会福祉施設等の職員が地域活動を行う場合の取扱いについて、平成 29 年 3 月 31 日に課長通知として、下記が示されました。

各都道府県、指定都市及び中核市に向けては、「社会福祉施設等におけるこれまでの地域活動を後退させることなく、更なる地域活動の推進が図られるよう、本通知の趣旨・内容等を理解するとともに、貴管内の区市町村に対して周知するよう通知が発出されています。

各社会福祉施設等の職員が取り組む地域活動のうち、当該社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもって行われるものは、利用者の自立等に資するものであり、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスの一環として行うことが可能です。この場合、地域活動を行っている時間については、当該福祉サービスの提供に従事する時間として取り扱うことになります。

一方、各社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもたない地域活動は、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスとは別に行われるものであり、この場合については、社会福祉施設等の職員は、当該福祉サービスの提供業務に従事すべき時間帯と当該地域活動に従事する時間帯とを明確に区別すれば、当該地域活動を行うことができます。

◆ 地域づくりに資する事業の一体的な実施について(厚労省課長通知)

上記と同じく「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」において、「今年度中に、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、健康増進事業など、既存の地域づくりに資する事業について、権利擁護や虐待関係業務を含め、連携して一体的に事業を実施することが可能である旨を周知する。」と明記しており、これを踏まえ、地域づくりに資する事業を行うに当たっての留意事項が標題の通知により 3 月 31 日に示されました。

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの地域づくりに資する事業(予算による国庫補助事業や市区町村が単独事業として行うものを含む。以下同じ。)について、市区町村は、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。この場合において、一の事業を担当する職員が、他方の事業の対象者に対し支援を提供することを妨げない。

2 費用の計上について

市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分することができる。なお、合理的な方法の例としては、以下の①や②が挙げられるが、これ以外の方法でも市区町村の実情に応じて設定することができる。ただし、同一の費用を複数の事業で重複して計上することがないようにする必要がある。

①地域づくりに資する事業の一体的実施に要する総費用を、市区町村内の高齢者数、障害者数、子どもの数などの割合に応じて按分して算出された費用を、各制度に基づく事業にそれぞれ計上する方法(具体的な例)

- ・ボランティア養成のための研修を、高齢者・障害者・子どもなどの研修分野ごとに対象者を区分せず、一体的に実施し、それぞれの対象者数の割合に応じて按分し計上する場合
- ・高齢者と障害者の権利擁護・虐待防止に関する研修を一体的に実施し、市区町村内の高齢者数と障害者数の割合に応じて費用を按分し計上する場合

②地域づくりに資する事業に従事する職員について、それぞれの主たる業務に着目して按分する方法(具体的な例)

- ・地域包括支援センターが障害者や子どもまでを対象とした総合相談業務を担う場合に、主に高齢者からの相談に応じる職員と、主に高齢者以外からの相談に応じる職員に区分し、それぞれの費用を、地域支援事業とその他の事業(地方単独事業を含む)に計上する場合(間接経費については、地域支援事業として計上する。)

ただし、例えば、通いの場としての性質から、主に高齢者が利用する場を、一部、子どもやその保護者、障害者などの利用に供する場合や、高齢者への相談支援を行う一環として世帯全体の課題を把握するため、高齢者以外の者への支援を行う場合など、支援全体が主たる目的の事業の一環として提供される場合には、按分の必要はなく、主たる目的の事業に要する費用として、総費用を計上する。この場合、補助金等の目的外利用とはならない。

▶ 今期の役員体制（平成29年4月～平成31年3月）

【運営委員会】

	氏名	所属
1	品川 卓正	社会福祉法人協議会 会長 社会福祉法人 村山苑 理事長
2	柴山 義光	区市町村社会福祉協議会部会 部会長 社会福祉法人 港区社会福祉協議会 会長
3	西岡 修	東京都高齢者福祉施設協議会 会長 社会福祉法人 白十字会 白十字ホーム 施設長
4	杉木 康浩	医療部会 部会長 社会福祉法人 緑風会 緑風荘病院 事務長
5	山下 深志	更生福祉部会 部会長 社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団 しのばず荘 施設長
6	藤巻 契司	救護部会 部会長 社会福祉法人 東京光の家 光の家神愛園 副施設長
7	福田 恭子	婦人保護部会 部会長 社会福祉法人 恩賜財団東京都同胞援護会 いこいの家
8	安川 雄二	身体障害者福祉部会 部会長 社会福祉法人 あげぼの福祉会 府中共同作業所 施設長
9	城所 真人	保育部会 部会長 社会福祉法人 稲城青葉会 城山保育園南山
10	佐々木 晶堂	児童部会 部会長 社会福祉法人 蓮花苑 れんげ学園 総括学園長
11	真下 恵子	母子福祉部会 部会長 社会福祉法人 愛隣団 母子生活支援施設さくら荘 施設長
12	都留 和光	乳児部会 部会長 社会福祉法人 二葉保育園 二葉乳児院 施設長
13	坂本 光敏	知的発達障害部会 部会長 社会福祉法人 原町成年寮 葛飾通勤寮 施設長
14	草野 時典	障害児福祉部会 部会長 社会福祉法人 天童会 常務理事 秋津療育園 事務局長
15	横山 宏	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 副会長

【幹事会】

	氏名	所属
1	田中 正己	社会福祉法人 三社会 理事長
2	相羽 孝昭	社会福祉法人 アゼリヤ会 理事長
3	田中 雅英	社会福祉法人 大三島育徳会 理事長 特別養護老人ホーム 博水の郷 施設長
4	小澤 恭男	社会福祉法人 白十字会 東京白十字病院 事務長
5	大月 雄三	社会福祉法人 有隣協会 自立支援センター 台東寮 施設長
6	富澤 達也	社会福祉法人 アゼリヤ会 優仁ホーム 施設長
7	熊田 栄一	社会福祉法人 救世軍社会事業団 救世軍新生寮 施設長
8	平井 寛	社会福祉法人 東京緑新会 多摩療護園 施設長
9	下竹 敬史	社会福祉法人 さくら福祉会 さくら保育園 園長
10	山田 貴美	社会福祉法人武蔵野会 武蔵野会本部 本部長
11	伊丹 桂	社会福祉法人 ベタニヤホーム 母子生活支援施設ベタニヤホーム 施設長
12	竹内 正樹	社会福祉法人 聖友ホーム 聖友乳児院 副施設長
13	小池 朗	社会福祉法人 嬉泉 板橋区立赤塚福祉園 施設長
14	佐藤 朋己	社会福祉法人 鶴風会 東京小児療育病院 事務局次長
15	家入 数彦	社会福祉法人 港区社会福祉協議会 事務局長
16	小野寺 隆	社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会 事務局長
17	小林 秀樹	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 事務局長
特別委員（規則に基づき、幹事会に特別委員を置くことができる）		
	氏名	所属
1	小林 良二	東京都立大学 名誉教授
2	中島 修	文京学院大学 准教授
3	山崎 美貴子	東京ボランティア・市民活動センター 所長
4	榎本 義彦	東京都民生児童委員連合会 常務委員

【情報発信委員会】

	氏名	所属
1	山田 貴美	社会福祉法人 武蔵野会 本部長
2	伊丹 桂	社会福祉法人 ベタニヤホーム 母子生活支援施設ベタニヤホーム 施設長
3	小池 朗	社会福祉法人 嬉泉 板橋区立赤塚福祉園 施設長
4	大月 雄三	社会福祉法人 有隣協会 自立支援センター 台東寮 施設長

【広域連携事業推進委員会】

	氏名	所属
1	田中 雅英	社会福祉法人大三島育徳会 理事長
2	小澤 恭男	社会福祉法人 白十字会 東京白十字病院 事務長
3	富澤 達也	社会福祉法人 アゼリヤ会 優仁ホーム 施設長
4	高橋 信夫	社会福祉法人武蔵野会 理事長
5	佐藤 功	社会福祉法人大田幸陽会 常務理事
6	青野 修平	社会福祉法人 正夢の会 地域支援局 相談支援部 部長兼マルシェたま施設長
7	羽染 弥栄子	社会福祉法人フロンティア 理事、文京くすのきの郷 施設長
9	窪田 禎司	北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」係長
アドバイザー		
	氏名	所属
1	中島 修	文京学院大学 准教授
オブザーバー		
	氏名	所属
1	渡部 裕代	東京都福祉保健局生活福祉部生活支援課長

【地域ネットワーク推進委員会】

	氏名	所属
1	家入 数彦	社会福祉法人 港区社会福祉協議会 事務局長
2	小野寺 隆	社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会 事務局長
3	下竹 敬史	社会福祉法人 さくら福祉会 さくら保育園 園長
4	平井 寛	社会福祉法人 東京緑新会 多摩療護園 施設長
5	川井 誉久	東京都社会福祉協議会 地域福祉部長
アドバイザー		
	氏名	所属
1	諏訪 徹	日本大学文理学部 教授

【事務局】 社会福祉法人東京都社会福祉協議会 福祉部経営支援担当

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸 1-1 TEL03 (3268) 7192 Fax03 (3268) 0635

Email:koueki@tcsw.tvac.or.jp

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/koueki/index.html>

*上記のホームページで都内の社会福祉法人の地域公益活動に関する情報を発信しています